

みずほフィナンシャルグループ 役員報酬に関する基本方針

実施 2020年 7月 1日

改定 2024年 4月 1日

(目的)

第1条 本方針は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、「当社」という）、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社（以下、「当社グループ」という）の役員に対する報酬（以下、「役員報酬」という）に係る基本的な方針を定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役、執行役、副会長執行役員、副社長執行役員、グループ執行役員、株式会社みずほ銀行の取締役、会長執行役員、頭取執行役員、副頭取執行役員、常務執行役員、みずほ信託銀行株式会社の取締役、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員、およびみずほ証券株式会社の取締役、会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員を意味するものとする。

(基本的考え方)

第3条 役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき、様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的且つ安定的な成長による企業価値向上を図るため、役員が役割を最大限発揮するためのインセンティブとして機能すると同時に、役員が果たすべき責任やその成果に対する対価として支給するものである。

(役員報酬制度)

第4条 個人別の役員報酬の内容は、予め定めた役員報酬制度に従って決定する。

- ② 役員報酬制度は、水準（基準となる金額）、構成（固定、変動等）、内容（金銭、株式等）および支給方法（定期支給、退任時支給等）等に関わる体系や規則等を含む。
- ③ 役員報酬制度は、国内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守して設計するものとする。
- ④ 役員報酬制度は、当社の中長期的な業績に加え、経済・社会の情勢等を反映できる内容とし、同業者を含む他社の事例も参照した上で適切な制度を設計する。

(コントロール)

第5条 役員が、短期的成果を追求する目的で、様々なステークホルダーの価値創造に反する行動や過度なリスクを取ることを回避するため、役員報酬の一部は、複数年に亘り繰り延べて支給する。

- ② 必要に応じ、繰り延べた報酬の減額および没収や、既に支給した報酬の全部または一部の没収を行うことが可能な仕組みを導入する。また、ニューヨーク証券取引所上場規則に基づく「役員報酬に関する回収方針」を定める。

(ガバナンス)

第6条 役員報酬の客観性、妥当性および公正性を実効的に確保するため、本方針、役員報酬制度の設計ならびに取締役および執行役の個人別の役員報酬の内容等、重要事項については、報酬委員会において決定する。

- ② 報酬委員会の委員は、原則として、全員を社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。

(開示)

第7条 役員報酬の透明性を実効的に確保するため、本方針、役員報酬制度および決定した役員報酬の内容等については、適法且つ適正に、適切な媒体を通じて開示を行う。

(改廃)

第8条 本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。